													_		_ /		IS =	ታል ነበ	-= N	πA	\ <u>∞</u> .₽.	<u>- ب</u>	+.+
犬	種								性	別	牡	t·4	七	CL)(涿	(廷	大記	川緋	試	颞) 登録	神	青書
カタ 犬																	JA	A PA	N	ΚE	NN	EL C	LU
<u>八</u> ※英						※交	雑犬の均	場合も必っ	ず記入し	てくださ	Ž () (∃	毛色もに	可様)		-般社	団法人	、シ	ヤバ	パン	ケ	ネル	レク	ラ
犬																東	京都	千代	田区	ζ 神	田須	頁田 町	1 -
登	禄番	号		>	毛色	生	年		年		月					•	101-	8552	Tel	03	-325	51 - 16	51~
						月	H			-	/ 3		<u> </u>										
 本会登録犬は、本会の血統証明書の添付が必要となります (輸入犬を単犬登録された場合は「輸入犬登録証明書」を添付してください。)。 非公認犬種・非公認団体登録犬で、他団体の血統証明書がある場合は、血統証明書のコピーを添付してください。 ※申請時に添付のない場合、犬種は「交雑犬」として作成いたします。 生後9カ月1日以上の犬が受検できます。受験料「5,400円」は別途必要となります。 合格犬の登録料は試験日より3カ月以内「3,500円」、以後は「5,800円」となります。なお、登録期限は1年以内となります。 CDIのみ、5課目とも紐付作業が認められます。 合格は、各課目の得点が60%以上で、合計得点が70%以上の場合です。 試験委員は評価欄に○印を行ってください。 この訓練試験申請書は、同一のものを2部作成し、1部を登録申請用とし、残りの1部は試験委員が保管してください。 																							
クラ	ブ会	員番	号						試験	i			年		月		П					場(○	
						会場	夕.											₹·競拐	支会会	場			
フリガナ										11												ラブ会	員番号
所有者氏名										ガナ									W (101)	~~	нни	,,,,,	- СШ У
電 話 番 号 ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―										手名								<u> </u>					
住所変更がある場合は、別紙にて、同時に届け出てください。																							
申請責任者(登録申請における不備照会先)本申請に関し、一切の責任を負います。									住		<u> </u>						TEL			_			
住	所	₸		TEL	_		-	I		77	'												
氏	名							(FI)	指導	手の)						Т				\top		\top
Jan		مالب	1.					=	クラ	ブ会」	員番	뭉									Ш		
初等科	中等科	高等科	大学科	規 定 課	目		得	点	※指達	尊手(の氏:	名・フリ	Jガナ、	.所在均	也は証	書に	記載	される	為、	必ず	ご記	入くだ	さい。
科	科	科							初	中华	高笨	大	14	ı.İ.	,	-32	-1-12	1	≅Ħ		П	狚	点
Ι	II	III	X	1紐付脚側行進 *					等科	等科	高等科	大学科	自	由	J	選	択		課		目	1守	从
	II	Ш	X	2紐無し脚側行進					I	II	III	X	1										T
	II	Ш	X	3停座及び招呼					Ι	II	III	X	2										
_	II	Ш	X	4伏队					Ι	II	III	X	3										
I	II	III	X	5立止				+			Ш	X	4										T
	II	Ш	X	6常歩行進中の伏臥							III	X	5										+
			X	7速歩行進中の伏臥							III	X	6										
	II	Ш	X	8常歩行進中の停座						ŀ		X	7								\equiv		$\overline{\mathbf{T}}$
			X	9速歩行進中の停座								X	8										+
		Ш	X	10常歩行進中の立止								X	9										+
		111	X	11速歩行進中の立止								X	10										+
		Ш	X	12物品持来									,			計					=		÷
-			X	¹³ 前進 										,		ы							
H		III	Х	15遠隔・停座から伏臥						DI	初等	[科)	規定2	課目	自由:	選択:	3課目	1	4	ì ;	格	不台	补格
		111	Х	16遠隔・停座から立止					* [ΙJ	の印の	のある	課目を	受験し	てくだ	さい。				슫	計		点
		III	X	17障害飛越(片道)					評価	35	点 -	~ (g)	~ 40	点 ~(SG 姓血)∼	45 £	ī ~	V ~	50	 点			
		Ш	X	18障害飛越(往復)										建目						7	格	不台	· · 格
		III	X	19据座					* 「	Пј	の印	のある	5課目を	受験し	てくた	きさい。)			_	·計		
		Ш	X	20休止				+	評価	70		~ , G , ,	~ 80	点 ~(SG ∼	90 =	 Į ~	V~~	100	点点	<u>āl</u>		点
小計														//// 4課目					4		格	不台	· · 格
-	∏ഗ≨	F (十 日	们们在		=往敗ハ+ਵ	党朱 須恩	27十二市 -	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_					· 受験									
*印の紐付脚側行進は、I=往復常歩 II·Ⅲ·X=往路は常歩、復路は速歩 審査短評									評価	1.4	0占	~ , <u>G</u> ,	~ 160	点 ~(SG ∼	180	与 ~	V~	200		計		点
番:	且短	П.												D課目					_		格	不名	格
								- 1						受験し									
								- 1						点 ~(V	300		計		<u>点</u>
								- 1	■ □□Ⅲ	41	った	(良)	440	<i>™</i> (符艮)	410)		(優)	200	1777			

 クラブ印
 クラブ代表者・事務所担当者 登録クラブ取扱者・登録畜犬業者
 本会記入欄

 ※必ず押印のこと
 印
 2022年6月14日現在

CD(家庭犬訓練試験)について

- すべての訓練試験は、脚側停座に始まって、脚側停座で終わるものとします。
- ・訓練試験で紐付脚側行進以外での紐付作業は認められません。
 - ただしCDI(初等科)のみ、5課目すべて紐付作業が認められます。
- ・指導手が、犬に誘導的な声視符を与えるのは減点の対象となります。
- ・規定課目の実施要領は次の通りです。

〇紐付脚側行進

出発点で大に脚側停座させる。指示によりコの字型で 30m のコースを、CDIの課目では常歩で往復する。CDIの課目以上では往路は常歩、復路は速歩で行う。各課目とも復路に移行する際に折り返し点では、とどまる事なく、右回り又は左回り(指導手は左回り犬は右回りすることを言う)のどちらかで折り返し、出発点に戻ったら、右回り又は左回りして来た方向に向かって止まり、犬を脚側停座させて終わる。全般を通して指導手は、姿勢を正しく保ち、声視符の乱用や誘導的な指導手の態度はその程度に応じて減点される。出発、折り返し及び出発点に戻った時の一声符は使用できる。(『アトエ』あるいは『スワレ』)紐の保持は片手とし、右手、左手どちらでもよい。

○紐無し脚側行進

大の首輪から引き綱をはずして、指導手の肩にかけるか、指定の位置 に置いて紐付脚側行進の要領で行う。

〇停座及び招呼

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じ、犬の 10m 前方で対面し、約3秒経過後、指示により犬を招呼する。 犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座をしてから、脚側停座させて終わる。

〇伏臥

大を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に伏臥を命じ、約3秒経過後、指示により指導手は犬を脚側停座させて終わる。 指導手は腰をかがめることなく、直立したまま行う。

〇立止

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に立止を命じ、約3秒経過後、指示により犬を脚側停座させて終わる。指導手は移動することなく、直立したまま行う。

○常歩行進中の伏臥

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により常歩脚側行進中5 m の 規定地点で指導手は歩度を変えずに犬に伏臥を命じ、約 10m 行進後、犬と対面し、約3秒経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により脚側停座させて終わる。

〇常歩行進中の停座

常歩行進中の伏臥の要領に準じて犬に停座を命じる。

〇常歩行進中の立止

常歩行進中の伏臥の要領に準じて犬に立止を命じる。

〇速歩行進中の伏臥

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により速歩脚側行進中5 m の規定地点で指導手は歩度を変えずに犬に伏臥を命じ、約 10m 行進後、犬と対面し、約3秒経過後、指示により速歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により脚側停座させて終わる。

〇速歩行進中の停座

速歩行進中の伏臥の要領に準じて犬に停座を命じる。

〇速歩行進中の立止

速歩行進中の伏臥の要領に準じて犬に立止を命じる。

〇物品持来

大を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じ、物品(ダンベル状のもの)を約 10m 前方に投げ、指示により犬を発進持来させる。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座し、指示により物品を受け取り、右手に持ち直立し節度をつけて終わる。一旦対面停座した犬は脚側停座させて終わる。

〇前進

大を所定の位置に脚側停座させる。指示により規定位置(前方約 10m) へ大を前進させ、犬が到達したら立止の状態で停止させ、指示により指導手は犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座をしてから、脚側停座させて終わる。

〇遠隔・伏臥から立止

大を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を伏臥させ、 指示により犬に待てを命じ、約 10m 前方で犬と対面し、約3秒経過後、 指示により指導手は犬に立止を命じ、指示により指導手は常歩で犬の 左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により脚側停座させて終わる。

〇遠隔・停座から伏臥

遠隔・伏臥から立止の要領に準じて停座から伏臥を行う。

〇遠隔・停座から立止

遠隔・伏臥から立止の要領に準じて停座から立止を行う。

〇障害飛越 (片道)

板張り障害を片道飛越させる。障害の高さは、小型犬は概ね体高の高さ、中型犬は 40cm、大型犬は 70cm とする。指導手は、犬を飛越に必要な任意の助走距離をとった障害の前位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。競技会では総べての飛越作業において、やり直しは認められない。また、犬が飛越しない場合(失敗・拒否)は作業中止とする。(犬が飛越せず、体の一部が障害を越えた場合及び出発点に戻した場合を拒否とする。)

〇障害飛越 (往復)

障害飛越(片道)と同じ障害(高さも)を用いる。

指導手は障害飛越(片道)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬は飛越したら直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座をしてから、脚側停座させて終わる。

〇据座

大を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じ、犬の 10m 前方で対面し、約 30 秒経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、脚側停座の位置で直立し終わる。

〇休止

大を指示された位置に脚側停座させる。指示により犬に休止を命じ、指示により待てを命じ、犬から離れ、約3分経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により脚側停座させて終わる。(競技会では進行上、休止時間を短縮される場合がある。)

上記以外に次のような課目があります。

常歩行進中の伏臥及び招呼/常歩行進中の立止及び招呼/速歩行進中の伏臥及び招呼/速歩行進中の立止及び招呼/遠隔・伏臥から停座/遠隔・立止から停座/遠隔・立止から伏臥/お回り(右回り)/お回り(左回り)/お手・おかわり/チンチン/くわえて歩く/寝ろ/ローリング(右横転)/ローリング(左横転)/ほふく/吠えろ/立って歩く/逆立ち歩き/バック/立ってバック/前進及び方向変換/玉乗り/縄跳び/お使い/ハウス/だっこ/おんぶ/股くぐり歩き/8の字股くぐり/棒飛び(片道)/棒飛び(往復)/幅飛び(片道)/幅飛び(片道)/幅飛び(往復)/輪飛び(往復)/輪飛び(往復)/輪飛び(往復)/腕飛び(往復)/腕飛び(往復)/腕飛び(往復)/腕飛び(片道)/腕飛び(往復)/披壁登はん(往復)/各種の連続往復障害飛越/持来を含む往復障害飛越/梯子昇りとスペリ台降り/渡橋(片道)/渡橋(往復)/シーソー/トンネル/自臭の臭気選別/他臭の臭気選別/足跡追及(自臭紐付き)/物品監守(紐付き)/禁足ほうこう/襲撃/犯人護送/犯人監視 これらの実施要領につきましては、「訓練試験課目・訓練競技課目に関する規程」を参照してください。

- ・以上の課目以外であっても担当試験委員が認めた場合、1課目となります。
- ・展覧会・競技会併催公開訓練試験においては、次の課目を自由選択課目として行うことはできません。

前進及び方向変換/板壁登はん(片道)/板壁登はん(往復)/各種の連続往復障害飛越/梯子昇りとスベリ台降り/渡橋(片道)/渡橋(往復)/足跡追及(自臭紐付き)/物品監守(紐付き)/禁足ほうこう/襲撃/犯人護送/犯人監視/玉乗り/トンネル/シーソー